

受水槽以下乾式接線流羽根車式

(直読式) メーター装置の設置基準

1. メーターの種類

乾式接線流羽根車式(直読式)のものとする。

2. メーターの検定

メーターは、計量法及び計量関係法令に適合したもので、都道府県知事が行う検定に合格したものとする。

3. メーターの番号

メーターには、管理者の指示する位置に番号を打刻するものとする。

4. メーターの設置場所

(1) メーター室内に設置するものとする。ただし、居住者が共有する施設(散水栓等)へ給水するものにあつては地中へ埋設して設置することができる。

(2) 取付け、取外しが容易なところとする。

5. メーターの設置方法

メーターの取付けは、メーターの側面に指示する流入方向と給水管の流入方向を一致させ、かつ、水平に設置すること。

6. メーター室内の配管

(1) メーター前後には、ビニールライニング鋼管等を使用すること。

(2) メーターとの上流側接続部分には、ボール式伸縮止水栓(口径25mm以下は、開栓防止形ボール式伸縮止水栓)を設置し、下流側には、ストップバルブ等を取付けること。(別図-1参照)

(3) メーターは、検針及び維持管理に支障をきたさないように、他企業の配管若しくは計量器等に接近させないこと。

(4) メーターを他企業の計量器の真下(平面的にメーターの半断面をこえて重なるもの)に設置する場合は、その間隔を50cm以上あけること。

(5) メーターは扉の中心線に近接して設置し、扉の内側からの間隔は、10cm~15cmの範囲内とする。(別図-2、別図-3、別図-4参照)

7. メーター室及び扉

メーター室及び扉の標準寸法は、次の表のとおりとする。(別図-2、別図-3、別図-4参照)

設置個数 寸法		メーター1個の場合	メーター段違い2個の場合	メーター左右に2個の場合
		メーター室	幅	800mm以上
	高さ	800mm以上	800mm以上	800mm以上
	奥行	300mm以上	500mm以上	300mm以上
扉	幅	600mm以上	600mm以上	1200mm以上
	高さ	800mm以上	800mm以上	800mm以上

ただし、メーター単独で取付ける場合は、奥行300mm以上、室内及び扉の幅、高さとも600mm以上とする。

8. メーターの取付時期

- (1) メーターの取付けは、検査至近日とすること。
- (2) メーターの取付けは、洗浄作業が完了後行うこと。

9. メーター及び配管の防寒

メーター室内に設置するメーターは、メーターカバーを設置し、メーター前後の配管には、防寒措置を講ずるものとする。(別図-2、別図-3、別図-4参照)

10. 事前検査

指定給水装置工事事業者は、完成検査前に、器具及び配管状況の検査を行うものとする。

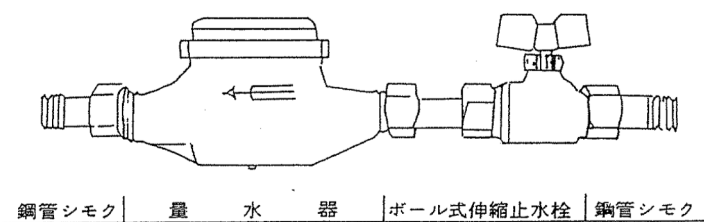
11. 疑義

この設置基準に記載のない事項又は疑義のあるときは、水道部の決定に従うものとする。

別図-1

受水槽以下量水器前後の配管施工例

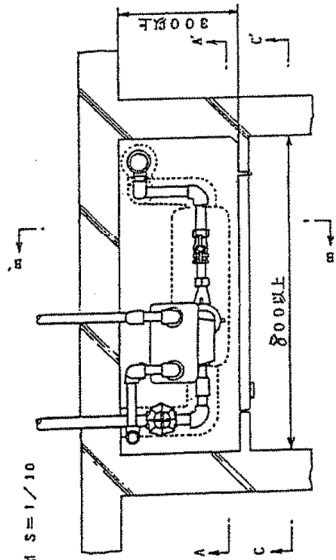
量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を使用する場合(鋼管)



別図-2 排水器室及び口の標準寸法図（排水器1ヶの場合）

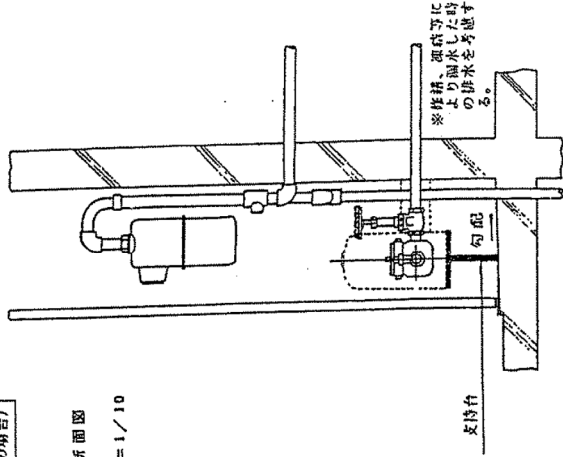
1. 排水器室

平面図 S=1/10

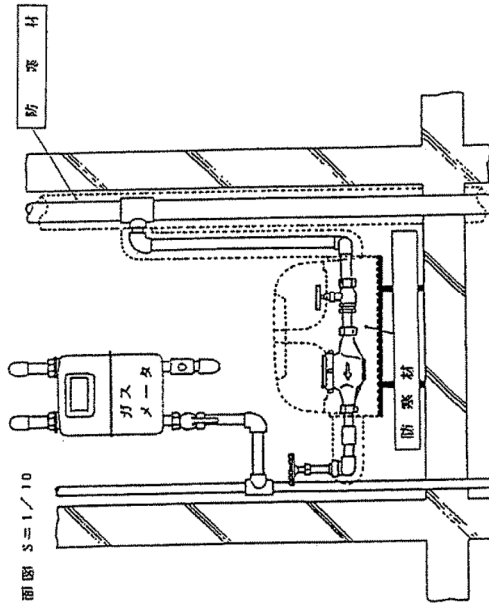


B-B断面図

S=1/10



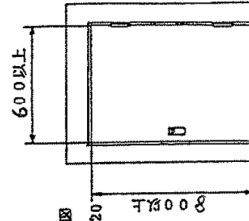
A-A断面図 S=1/10



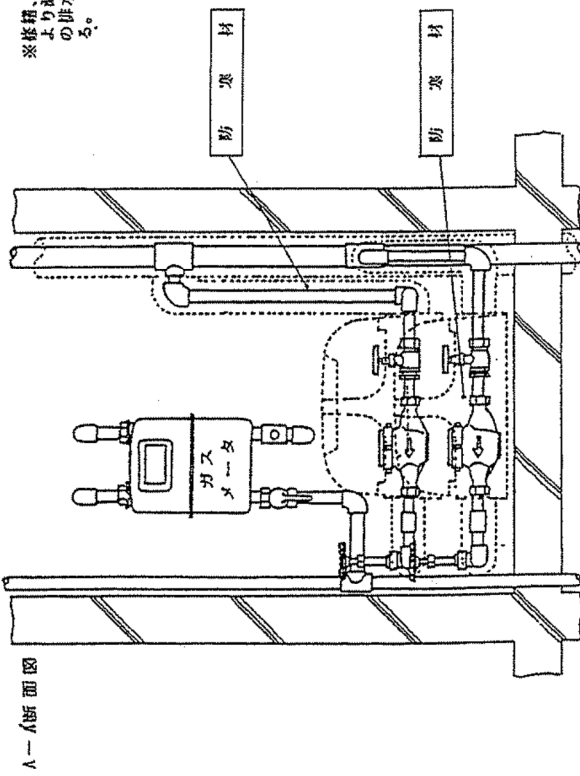
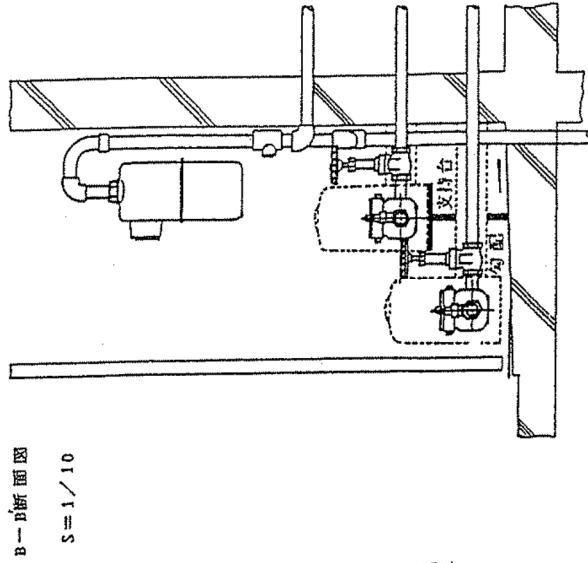
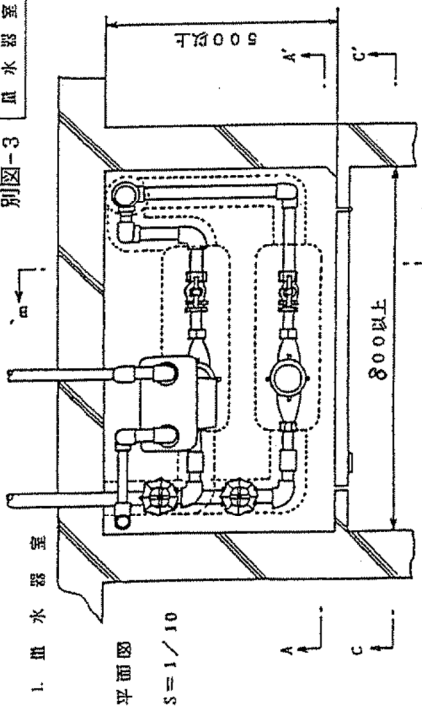
2. 扉

C-C断面図

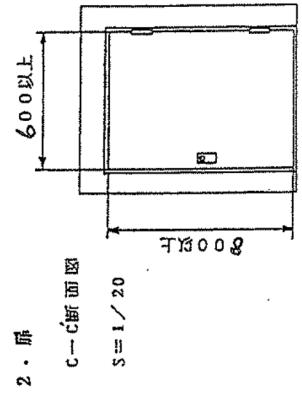
S=1/20



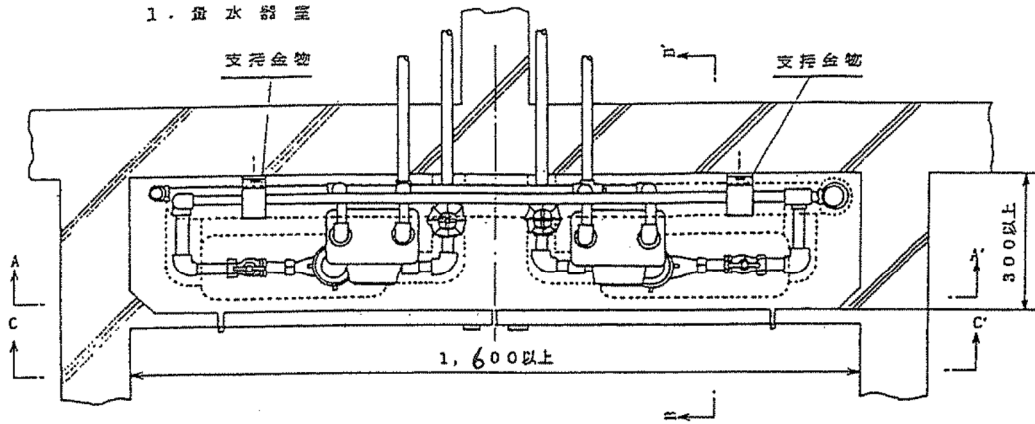
別図-3 洗濯器室及び扉の標準寸法図 (洗濯器が段違い2ヶの場合)



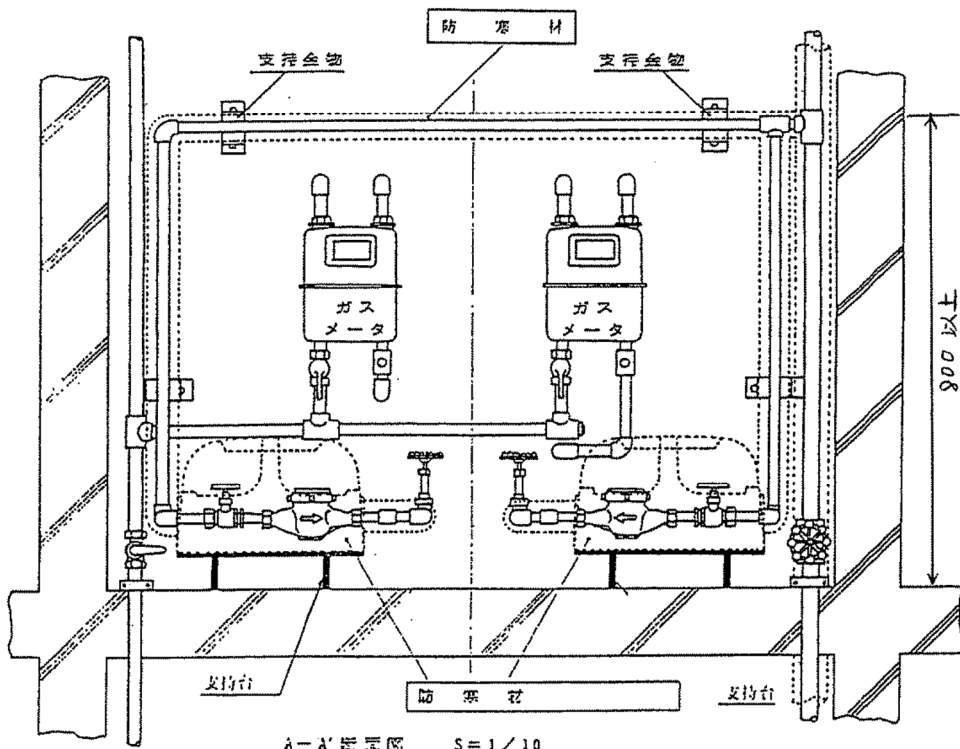
※床盤、引込管に
よって漏水した時
の排水を考慮す
る。



別図-4 頂水器室及び成の標準寸法図 (頂水器が左右に2ヶの場合)

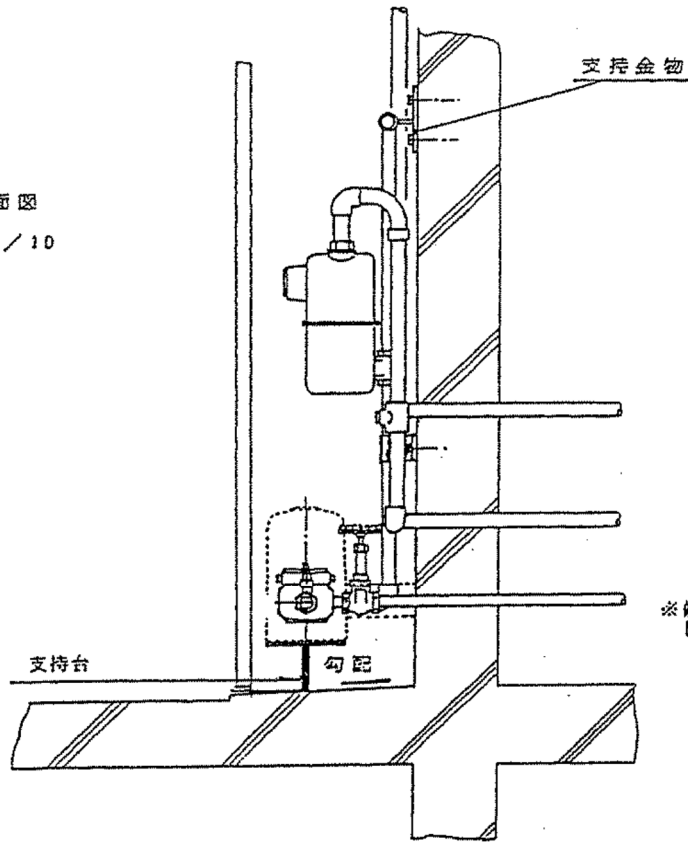


平面図 S=1/10



A-A' 断面図 S=1/10

B-B断面図
S=1/10



※修繕、凍結等により漏水した時の排水を考慮する。

2. 扉

C-C断面図
S=1/20

